議案第９号　逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について【説明資料】

緊急財政対策の取組として、現に在職する市長及び副市長の平成 31 年３月 31 日までの間における退職手当について不支給とするものです。

１　改正概要

現在在職中の市長及び副市長の任期に係る退職手当について不支給とするもの。

２　実施時期

条例施行の日から適用する。

３　退職手当の不支給による減額効果額（任期満了による退職での試算）

区　分	退職手当削減額
市　長	▲12,740 千円
副市長	▲7,852 千円
計	▲20,592 千円

この結果として、**約２千 59 万２千円が**削減される。